20 いじめ防止基本方針

【学校教育目標】
ゆたかな心を持ち，主体的で創造的に活動するたくましい生徒の育成

【家庭・地域】
学年・学級PTA
学校評議員,民生委員
学校三師

【いじめ対策のための学校組織】
〔目的〕 いじめ防止等（防止・早期発見・対処）
心の教育推進
〔組織1〕生徒指導部会（週1回）
構成：校長・教頭・各学年生徒指導・養護教諭
〔組織2〕学校運営協議会
構成：学校運営評議会委員・PTA役員

【関係機関】
壱岐市教育委員会
社会福祉協議会
警察署，児童相談所
スクールサポーター

～教職員～

【教育活動の充実】
・道徳教育
・人権同和教育
・特別支援教育
・わかる授業
・体験学習活動
・生活，学習規律

【組織力の向上】
・職員会議
・職員研修
・授業研究
・情報交換

【相談体制の確立】
・定期的教育相談
・アンケート相談
・チャンス相談
・相談員との連携
・スクールカウンセラーとの連携

～生徒～

【自他を知る】
・自分を知る
・人を知る
・違いを認める
・思いやりを持つ
・優しく接する
・振り返る

【意欲に燃える】
・規律を守る
・礼節を重んじる
・学力向上
・自主学習の定着
・体力の向上

【ねばり強い】
・目標を持つ
・主体的な活動
・積極的な活動
・創造的な活動

【いじめの未然防止】
「いじめ」はどの学校にも起こり得ることであるという認識のもと，違いを認め，優しく思いやりのある人間関係を築き，ゆたかな心の育成に取り組む。
〔教職員〕
○ 自己有用感を高める心の教育の実践と充実
○ つながりを高める学校行事・学級活動の充実
○ わかりやすい教科授業の実践
○ 情報モラルの指導の充実
○ 生徒に対して愛情と誠意を持った対応
〔生徒〕
○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の取組
○ 生活・学習・環境の三原則を意識した取組
○ 主体的なボランティア活動への参加
○ お互いを尊重し合う雰囲気づくり
〔保護者〕
○ 子どもの観察と学校との連携（相談・連絡・報告）
○ 人権問題に関する研修会等の参加
○ 学年・学級PTA等においての情報交換と共有

【いじめの早期発見】
「いじめ」は早期発見・早期対応することが，早期解決につながるという認識のもと，職員間での情報交換や生徒からの相談・アンケートならびに保護者・地域との連携等により情報を収集する。
〔教職員〕
○ 定期的な教育相談の実施
○ 生徒へのアンケート毎月の実施
○ 職員会議および職員室での情報交換と共有（毎週木曜日）
○ 生徒・保護者が相談しやすい環境づくり
〔生徒〕
○ 学校・保護者への相談
○ 互いを思いやり，「一人で悩まない」雰囲気づくり
〔保護者〕
○ 子どもの観察と学校との連携（相談・連絡・報告）
○ 家庭で悩みを相談できる環境と雰囲気づくり

【いじめに対する措置】
「いじめ」は問題を軽視せず，早急に適切な対応を行うことが大切であるという認識のもと，被害生徒の苦痛緩和を最優先とした対応を行う。また，二度と繰り返さないための取組をする。
〔教職員〕
○ 被害生徒の保護ならびに保護者・関係機関との連携
○ 複数の教職員による速やかな事実確認と関係機関への連絡・相談
○ 個人情報の適切な管理
○ 生徒への心の教育実施
〔生徒〕
○「いじめは許さない」という雰囲気づくり
〔保護者〕
○ 我が子を守り抜く姿勢
○ 学校や関係機関と連携する姿勢